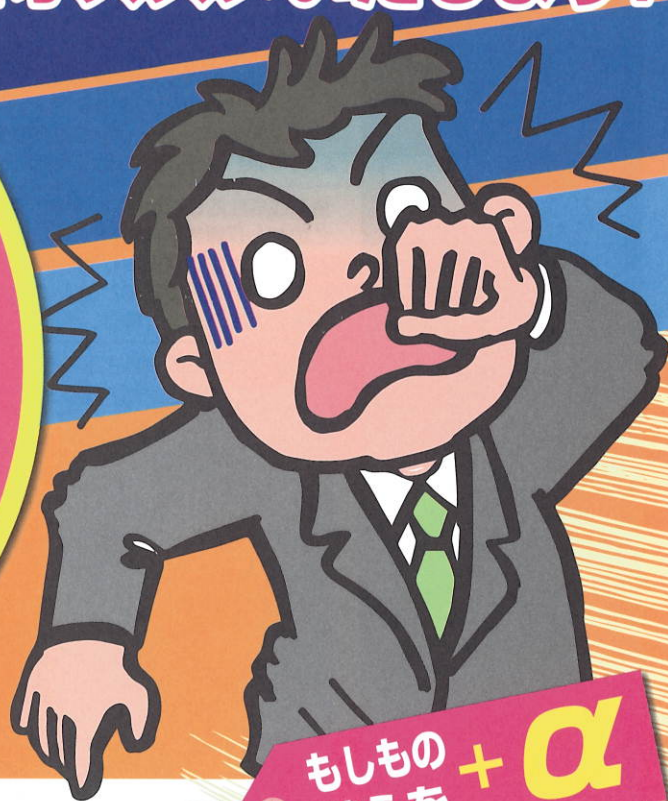


がん保障特約付 リビング・ニーズ特約付 団体信用生命保険

家族の安心守りませんか？

ご健康なうちにご加入をオススメいたします！

けいしん
の住宅ローンで
安心を…
こんなお手頃な商品に
加入しない手はない！



もしもの
備えを $+ \alpha$

十分な安心を

住宅貸付
金利

+ 0.05% でご加入いただけます
(通常は「貸付金利+0.15%」)

保険料負担額は、1,000万円あたり毎月概算416円で安心をGet!!

死亡・高度障害状態、余命が6ヵ月以内と判断される時の他

(※1)

悪性新生物罹患(診断確定)でローン残高が **0円** になります

●ご利用いただける方は、50歳以下で、生命保険会社が承諾した方です。

●住宅ローン申込時に、「団信」(死亡・高度障害のみ)もしくは「がん団信」を選択いただけます。

(※2)

※1 がん保険金のお支払いには、一定の制限があります。 ※2 保険会社の査定を要することがあります。

愛知県警察信用組合

保険契約者：全国信用協同組合連合会

がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険の概要

保険名称	がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険						
この保険の特徴	この保険は、全国信用協同組合連合会を保険契約者、信用組合を保険金受取人とし、信用組合から住宅ローン等の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である信用組合に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。						
お支払事由	死亡保険金	●保険期間中に死亡されたとき					
	リビング・ニース特約保険金	●保険期間中に、余命が6ヵ月以内と判断されるとき（*） （*）余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます。					
	高度障害保険金	●保障開始日以後の障害や疾病により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき					
	がん保険金	●保険期間中に、所定の悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定（*1）されたとき。 ただし、次の場合を除きます。 ・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていたとき（*2） ・保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されたとき ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発や転移等（*3）と認められるとき （*1）悪性新生物の診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることがあります。 （*2）被保険者ご本人がその事実を知っているといないとにかかわらずお支払対象外です。 （*3）再発・転移等ではなく新たに原発の悪性新生物と診断確定された場合はお支払いの対象となります。					
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。 このがん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険には、他のご融資も含め、被保険者ひとりあたりの保険金額に所定の限度額があります。また、今回のお申込みとは別の団体信用生命保険（3大疾病保障特約付団体信用生命保険等を含む）にご加入の場合、通算した所定の限度額もあります。いずれの場合も、限度額を超えたお申込みは無効となります。なお、所定の限度額については、信用組合または保険契約者にご確認ください。						
保険金が支払われない場合	<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金 ●リビング・ニース特約保険金 ●高度障害保険金 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金お支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p style="text-align: center;">がん保険金</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合 </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金 ●リビング・ニース特約保険金 ●高度障害保険金 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金お支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき 	<p style="text-align: center;">がん保険金</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合
<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金 ●リビング・ニース特約保険金 ●高度障害保険金 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日から1年以内に自殺されたとき (2) 被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3) 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4) 戦争・その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニース特約保険金お支払事由に該当されたとき (5) 告知義務違反による解除 (6) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (7) 重大事由による解除の場合 (8) 保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき 						
<p style="text-align: center;">がん保険金</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患していたと診断確定されていたとき (2) 保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定されているとき (3) 保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められるとき (4) 告知義務違反による解除 (5) 詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 (6) 重大事由による解除の場合 						
保障開始日	融資実行日または事務幹事保険会社が承諾した日のいずれか遅い方の日から保障を開始します。						
保障終了日	次のような場合には、この保険契約から脱退となり、保障は終了します。						
	<ul style="list-style-type: none"> ●債務（融資金額）を完済されたとき ●保険金のお支払事由に該当されたとき ●所定の年齢に達したとき 等 						
告知に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険への加入申込みの際に、「申込書兼告知書」でおたずねする現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務がございます。 ●この書面による告知は、事務幹事保険会社が公平にご加入をお引き受けするかどうかを決める重要な事項ですので、告知日（記入日）現在の健康状態、過去の傷病歴、身体の障害状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知（記入）してください。 ●なお、告知いただいた健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。 						

《ご注意》この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「がん保障特約付リビング・ニース特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご覧ください。